

神奈川県富士山火山広域避難指針

神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議

令和8年3月

目次

はじめに

I 広域避難の検討に当たっての前提条件

- 1 広域避難に関する協議手続きと本指針の目的・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象とする火山現象・・・・・・・・・・ 1
- 3 広域避難における留意点・・・・・・・・・・ 2
- 4 溶岩流における広域避難の検討に当たっての前提条件・・・・・・・・ 3
 - (1) 溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア・・・・・・・・ 3
 - (2) 溶岩流到達時間・・・・・・・・ 4
 - (3) 避難対象者・・・・・・・・ 5
- 5 降灰における広域避難の検討に当たっての前提条件・・・・・・・・ 5
 - (1) 降灰分布・・・・・・・・ 5
 - (2) 降灰によって生じる主な影響一覧・・・・・・・・ 8
 - (3) 降灰の特徴・・・・・・・・ 9
 - (4) 予測の不確実性等・・・・・・・・ 10

II 広域避難の要領

- 1 広域避難を実施する県の組織と連絡調整の体制・・・・・・・・ 10
- 2 広域避難判断・・・・・・・・ 10
 - (1) 広域避難判断のタイミングと周知・・・・・・・・ 10
 - (2) 広域避難を呼びかける対象・・・・・・・・ 11
- 3 広域避難の検討・・・・・・・・ 12
 - (1) 広域避難先の確保・・・・・・・・ 12
 - (2) 避難手段・・・・・・・・ 13
 - (3) 避難所での受入・・・・・・・・ 14
 - (4) 避難に係る調整要領・・・・・・・・ 14
 - (5) 二次避難・・・・・・・・ 14
- 4 県による総合調整・・・・・・・・ 15
 - (1) 避難先・・・・・・・・ 15
 - (2) 避難ルート・・・・・・・・ 15
 - (3) 避難者支援・・・・・・・・ 15
- 5 今後の検討事項・・・・・・・・ 16

(資料)

- 別添 1 市町別影響想定範囲（溶岩流）
- 別添 2 資源配分体制
- 別添 3 指定公共機関、指定地方公共機関一覧
- 別添 4 市町村による広域避難先調整要領
- 別添 5 県による広域避難先調整要領
- 別添 6 首都圏における広域降灰対策ガイドライン

はじめに

令和3年3月に新たな富士山ハザードマップが公表され、本県の相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の7市町に溶岩流が到達する可能性が示されたため、神奈川県及び同7市町が火山災害警戒地域に加わることとなった。

神奈川、静岡、山梨の3県、関係市町村や関係機関等で構成する富士山火山防災対策協議会では、新たなハザードマップに対応するため、令和3年度に富士山火山広域避難計画検討委員会を設置し「安全に避難できる可能性を最大化」を基本方針に、富士山火山避難基本計画を改定した。

本県においてもこの基本計画で示す考え方を前提として、富士山噴火が発生し、溶岩流など想定される火山現象により、本県が被害を受ける恐れがあり、災害対策基本法に定める広域避難が必要となった場合、県と市町村が連携した、円滑な避難が実施できるよう、富士・箱根火山対策連絡会議・溶岩流ワーキンググループの検討を基に、神奈川県富士山火山広域避難指針を定めることとした。また、内閣府が設置した首都圏における広域降灰対策検討会において、令和7年3月に首都圏における広域降灰対策ガイドライン（以下、国ガイドラインという。

（別添6））が示されたことから、本指針にも降灰対策に関する事項を追記するとともに、今後、検討を要する課題等については、引き続き富士山火山防災対策協議会等において検討したのち反映することとした。

今後、県及び市町村は、本指針を参考に、万一の事態には、円滑な広域避難の実施に努めるとともに、平時においては、避難に係る課題の検討を深め、より詳細な避難計画等の策定に努めることとする。

なお、本指針における「広域避難」とは、災害対策基本法第61条の4に規定する広域避難及び同法第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいう。すなわち、「広域避難」とは、当該市町村区域から他の市町村区域に避難した場合をいう。

令和8年3月

神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議

I 広域避難の検討に当たっての前提条件

1 広域避難に関する協議手続きと本指針の目的

(災害対策基本法の規定)

- 未曾有の激甚災害となった東日本大震災で、多くの被災地外への避難者が発生したことを受け、平成 24 年の災害対策基本法の改正で、発災後の市町村域外への避難に関する協議手続きが定められた。また、近年の水害が頻発化する状況を受け、令和 3 年の同法の改正で、災害発生のおそれの段階での広域避難に係る協議手続きが定められた。
- 同法に基づく協議手続きでは、広域避難の協議は、一義的には、市町村が行うこととなっており、市町村からの要請や求めに基づき、県が調整や協議を行う調整規定も整備されている。

(本指針の目的)

- 令和 3 年 3 月に、富士山火山防災対策協議会が公表したハザードマップによれば、溶岩流が県北西部の 7 市町に到達する可能性があり、到達範囲が市町域の広範囲に及ぶ場合は、市町域外への広域避難が必要になる。
- 一般に噴火現象は不確実性が高いため、噴火からの避難は、ハザードマップを基本としつつも、実際に噴火の規模や予想される噴火現象、被害の様相などを考慮し、総合的に判断し、臨機な対応が求められる。
- 噴火が切迫ないし発生している中、行政内部では、状況判断と対応に時間がとられるため、想定される火山現象からの避難の手順や考え方を予め整理しておくことが、広域避難に係る事務を円滑に行うために必要である。
- そこで、富士山噴火において、想定される火山現象の内、溶岩流及び降灰を対象に、本指針を定め、市町村と共有するものとする。

2 対象とする火山現象

本指針では、表 1 の火山活動に起因する現象のうち、広域避難を行う蓋然性の高い「溶岩流」及び「降灰」を対象とする。

(表 1)

火山活動に起因する現象	本県への影響	本指針での対応
①火口形成	無	無
②火砕流		
③大きな噴石		
④溶岩流	有	有
⑤降灰		
⑥降灰後土石流		無
⑦小さな噴石		
⑧融雪型火山泥流		

※原則、⑥降灰後土石流からの避難は、基本的に土砂災害と同様に対応することとし、

土石流災害に対して指定された避難場所へ避難する。⑦小さな噴石からの避難は、自宅や近隣のRC造等の堅牢な建物での屋内避難とし、火災が発生し、避難しているところまで延焼する可能性がある場合や降灰の状況等により、安全の確保が困難な場合は、別途、避難先を検討する。⑧融雪型火山泥流からの避難は、融雪型火山泥流の避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物内での上階とする。

3 広域避難における留意点

(共通事項)

広域避難を検討するにあたって、次のような通常の避難との違いや火山災害の特徴等に留意することが必要となる。

- 避難に時間を要するため、リードタイムを大きく取り、早めの判断、呼びかけを行うこと。
- 避難行動要支援者は、一般住民より避難に時間を要することから、一般住民より早い段階での避難準備、または避難とする。
- 長い移動距離と時間を要する広域避難では、避難行動要支援者の避難に関して、負荷の少ない近隣への避難、負担の少ない避難手段の確保などに留意する必要があること。
- 観光客等は、「避難」ではなく「帰宅」とし、円滑な避難を行うために、噴火や広域降灰に関する情報を踏まえ、避難行動要支援者が避難を開始する前に帰宅を促し、地域のスリム化を図ること。（「帰宅」が困難な場合は、避難所等へ「避難」）
- 避難の開始時期が発災前である場合があること、避難場所が市町村域外であること、移動が自家用車（要配慮者が避難するため等のやむを得ない事情がある場合）や公共交通機関となる場合があることなど、通常の避難との違いを分かり易く周知すること。
- 公共交通機関の停止などで、移動手段の確保が困難になる可能性があること。
- 避難対象者が多数にのぼるため、避難先の確保が難しく、かつ、道路や公共交通機関の混雑も想定される。そのため、安全が確保できる知人・親戚宅等への早期の自主的な避難を呼びかけること。
- 気象庁等からの噴火や広域降灰に関する情報を基に、臨機に先手をとって判断し、住民に適切に周知すること。（広域降灰の見通しに関する情報については、現在、気象庁において検討が行われており、その知見が示された際には本指針の見直しを検討する。）
- 噴火の状況によっては、溶岩流と降灰が同時に影響する事態も想定する必要があること。

(溶岩流に関する事項)

- 溶岩流は、ハザードマップにおいて、到達範囲と時間の目安が示されているが、実際の避難に当たっては、噴火口の場所や、噴火の規模や様相から、

避難方法を検討する必要があること。

(降灰に関する事項)

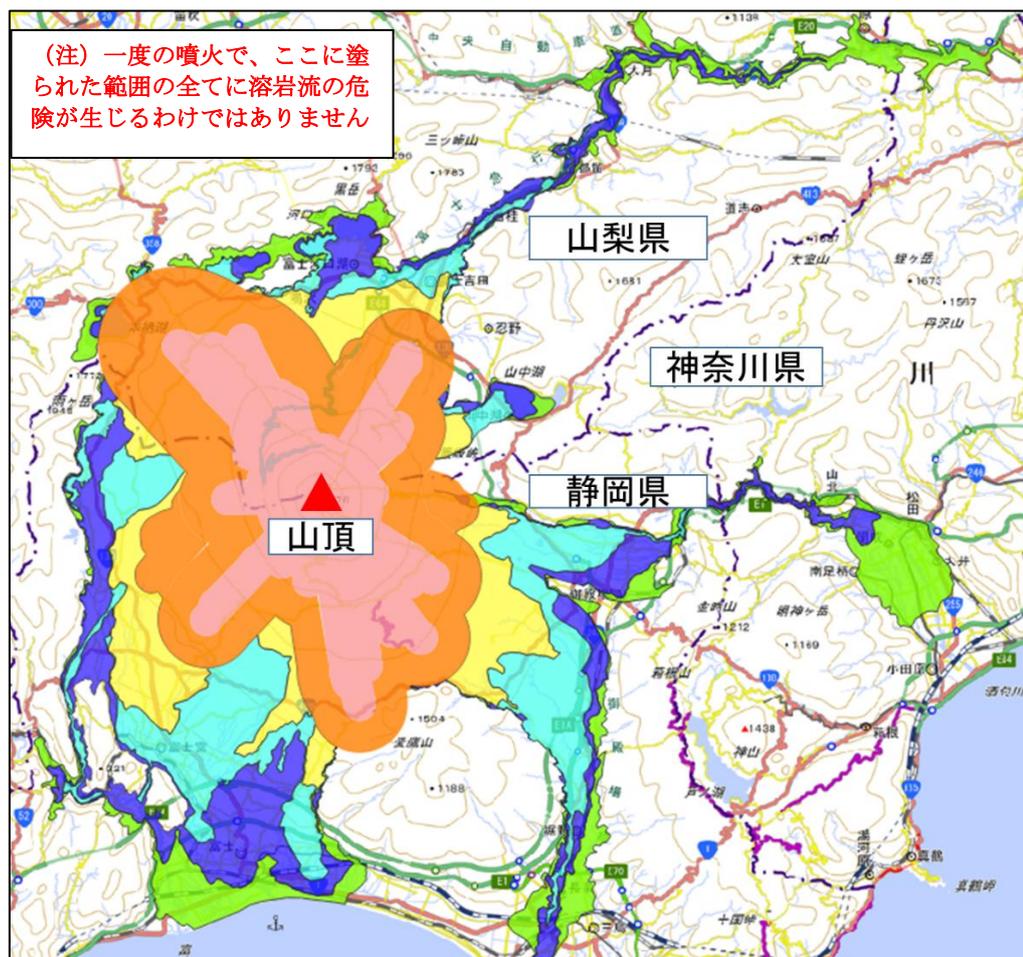
- 実測値と予測値を考慮した結果、降灰量 30 cm以上の範囲に所在する住民等は原則、安全な場所への立ち退き避難の対象となること。
- 降灰量が 30 cm未満の範囲に所在する住民は、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続するが、通院による人工透析や介護サービスが必要な人等については、状況に応じ、医療機関を受診可能な地域に移動する必要があるため、降灰量が少ない段階から避難を呼びかけること。

4 溶岩流における広域避難の検討に当たっての前提条件

(1) 溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

- 溶岩流の影響想定範囲は、富士山ハザードマップに示されている溶岩流が到達する可能性のある範囲とする（図1）。なお、拡大図を県内市町別に別添1で示した。
- 避難対象エリアは、予想される影響により第1次から第6次まで6つに区分されているが（表2）、本県に係るものは第5次及び第6次避難エリアのみである。

(図1)



出典：富士山ハザードマップ

(表 2)

区分	予想される影響
第 1 次避難エリア	火口ができる可能性がある
第 2 次避難エリア	噴火直後に火砕流や大きな噴石による影響がある
第 3 次避難エリア	溶岩流が 3 時間以内に到達する
第 4 次避難エリア	溶岩流が 3 時間～24 時間に到達する
第 5 次避難エリア	溶岩流が 24 時間～7 日に到達する
第 6 次避難エリア	溶岩流が 7 日間以上たってから到達する（最大で 57 日間）

(2) 溶岩流到達時間

噴火開始後から溶岩流が到達するまでの最短時間（最短到達時間）は、富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和 3 年 3 月）で、県内市町村別に示されている。

なお、最短到達時間は避難に係る時間の目安で、噴火の強さや規模、流下する溶岩流の幅や厚さによって、到達時間は異なることに留意する必要がある。主な県境への溶岩流の最短到達時間は、（表 3）のとおりである。

(表 3)

公共施設・市町村境界		溶岩流 最短到達時間	公共施設・市町村境界		溶岩流 最短到達時間
相模原市 （緑区）	市町村境界	227 時間 （9 日と 11 時間）	松田町	市町村境界	148 時間 （6 日と 4 時間）
	役所庁舎	到達しない		役場庁舎	999 時間 （41 日と 15 時間）
小田原市	市町村境界	413 時間 （17 日と 5 時間）	山北町	市町村境界	33 時間 （1 日と 9 時間）
	役所庁舎	到達しない		役場庁舎	839 時間 （34 日と 23 時間）
南足柄市	市町村境界	80 時間 （3 日と 8 時間）	開成町	市町村境界	128 時間 （5 日と 8 時間）
	役所庁舎	到達しない		役場庁舎	269 時間 （11 日と 5 時間）
大井町	市町村境界	740 時間 （30 日と 20 時間）			
	役場庁舎	1,037 時間 （43 日と 5 時間）			

(3) 避難対象者

- 富士山ハザードマップで示された溶岩流の到達範囲の推計人口は、表 4 のとおりであり、これが基本的に立ち退き避難の対象となる最大人口である。
- 広域避難の対象は、市町が市町域内の安全が確保できる避難所等の状況から、判断することになる。

(表4) (単位：人)

市町名	総人口	第5次避難 対象エリア(A) ※1	第6次避難 対象エリア(B) ※2	避難対象エリア内 人口 (A)+(B)
相模原市	725,493	0	4,852	4,852
小田原市	188,856	0	21,265	21,265
南足柄市	40,841	1,150	30,602	31,752
大井町	17,129	0	14,647	14,647
松田町	10,836	0	7,560	7,560
山北町	9,761	2,591	4,743	7,334
開成町	18,329	592	17,737	18,329
合計	1,011,245	4,333	101,406	105,739

※1 溶岩流が24時間～7日に到達するエリア (令和2年国勢調査の人口メッシュにより推計)

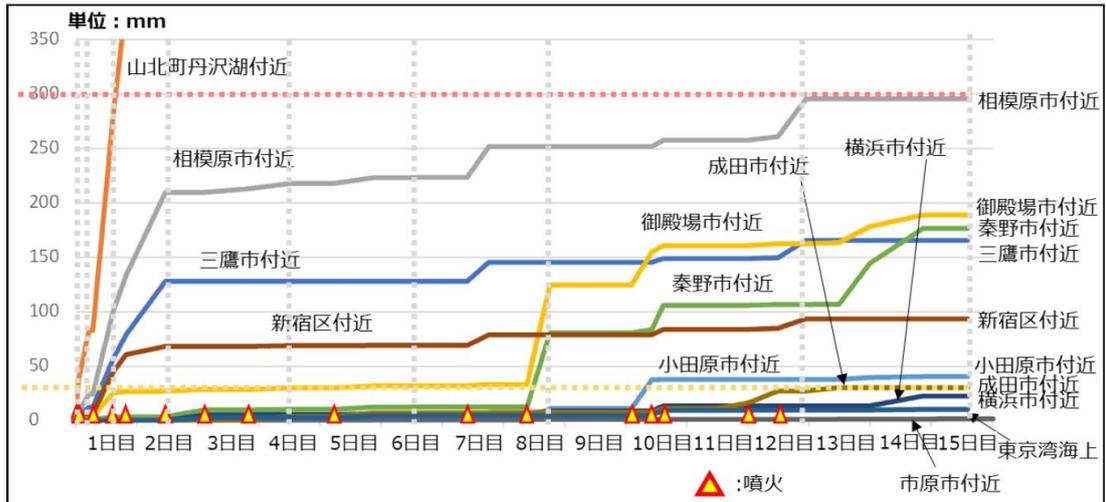
※2 溶岩流が7日間以上たってから到達するエリア (最大で57日間)

5 降灰における広域避難の検討に当たっての前提条件

(1) 降灰分布

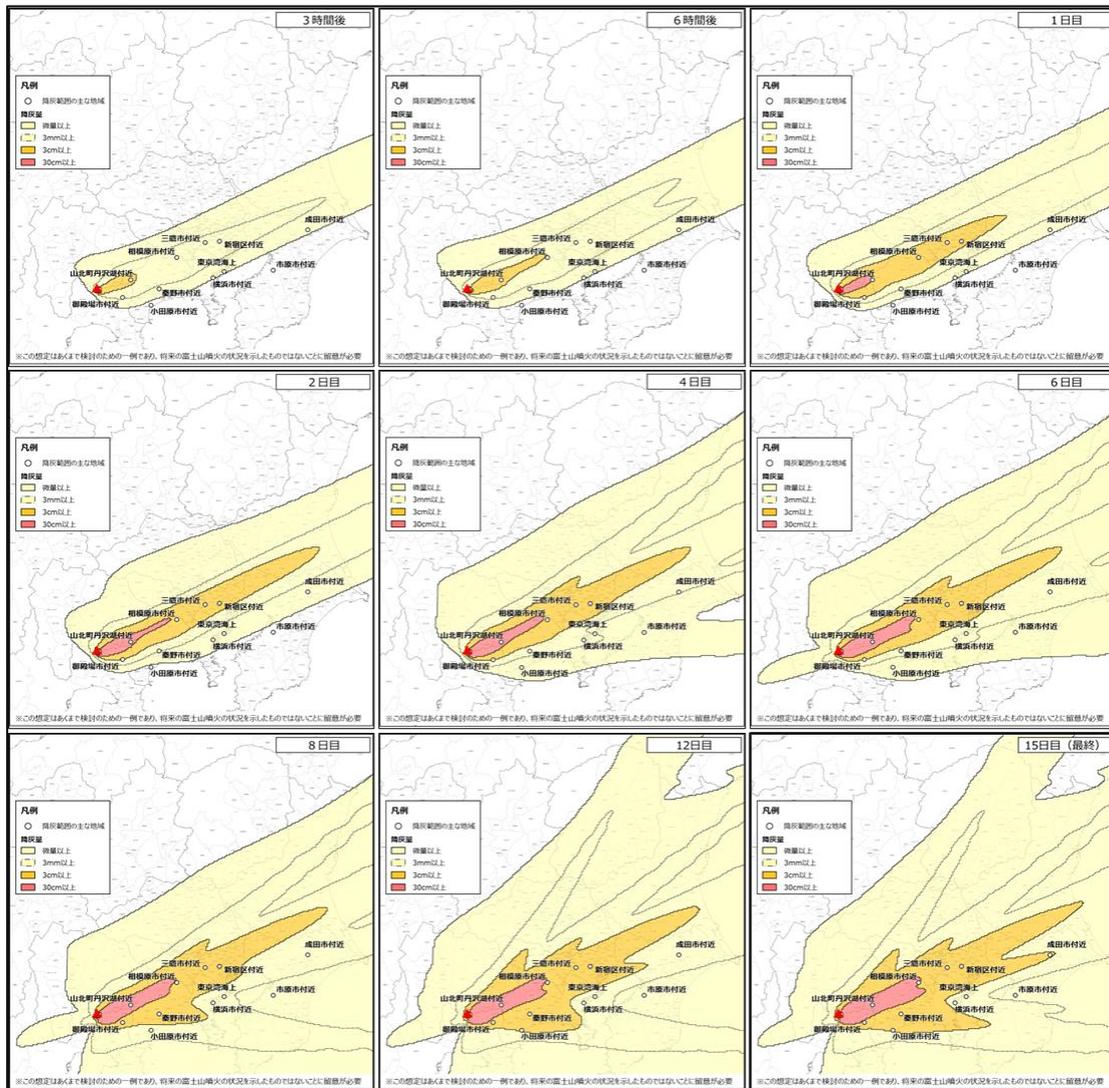
- 本指針で扱う降灰分布は、国ガイドラインと同様に、過去に首都圏に大量の降灰をもたらした実績があり、噴火の実績が比較的解明されている、富士山の宝永噴火（大規模噴火時の広域降灰ワーキンググループ報告で示された、人口・資産が大きくなる西南西風が卓越する場合）をモデルケースとして例示する。
- 代表的な地点の降灰量の時系列を図2、降灰分布の時系列を図3に示す。
- また、参考として、富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）の「降灰可能性マップ」（富士山山頂で宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰分布を12か月分重ねた図）を図4のとおり示す。
- なお、これはあくまで検討のための一例であり、将来の富士山噴火の状況を示したものではなく、また、実際の噴火時には、風向、噴火の規模及び継続時間等により、降灰の状況は変わることが重要である。
- 避難対象エリアについては、国ガイドラインにおいて示されている、30 cm以上の降灰が予想されるステージ4の地域を原則とする（表5）。

(図2)



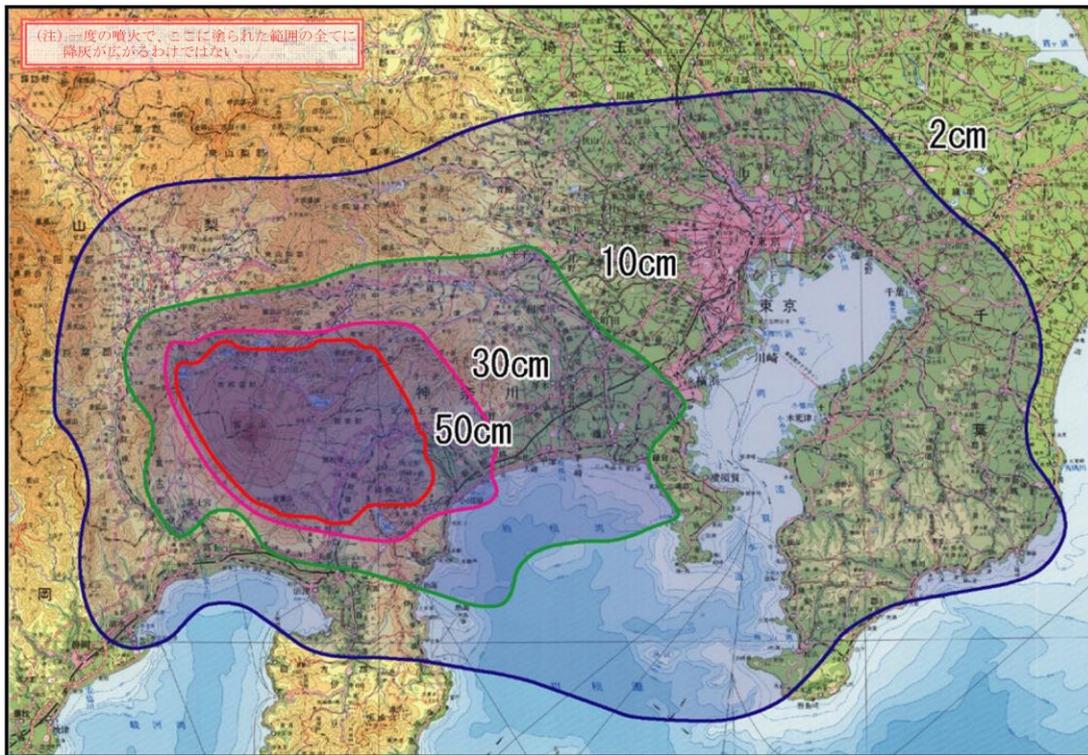
出典：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

(図3)



出典：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

(図 4)



出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年 6 月）

(表 5)

防犯対策検討のための区分	ステージ 4	ステージ 3	ステージ 2	ステージ 1
被害の様相 降灰量等	降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量 3～30cm 被害が比較的大さい	降灰量 3～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～3 cm
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物に倒壊の可能性		—
輸送・移動、物資・ ライフライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）		道路通行・物資供給困難*1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障
住民等の*2 基本的な行動	原則避難 噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避	自宅等で生活を継続 (状況に応じ生活可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続
通院による人工透析や介護 サービスが必要な人等*3	原則避難	原則避難	自宅等で生活を継続 (状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段 及び物資供給	要救助者等がある場合、 避難・救助を最優先 に確保	ライフライン復旧及び物資供給を 最優先 に確保	ライフライン復旧・維持を 最優先 に確保	除灰等の準備・ 影響ある分野は除灰開始
ライフライン分野の 対応	(域外に避難した地域は、 優先順位低)	障害が 長期化・影響が大 い状況か ら、 少しでも早い復旧 に取り組む	早期の復旧 に取組み、復旧後 は、ライフラインを 維持 する	影響は一部に留まるため、 復旧 及びライフラインの 維持 に取り組む

* 1：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。
* 2：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へと戻る。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。
* 3：降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）。要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。

出典：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

※ステージ 2 と 3 の区別について

- ・ステージ 3 では、「自宅等で生活を継続（状況に応じ生活可能な地域へ移動）」とし、備蓄を活用して自宅等で生活を継続するが、状況に応じてライフラインが復旧している地域や建物へ移動することも必要となる場合がある。
- ・ステージ 2 では、「自宅等で生活を継続」とし、備蓄を活用して自宅等で生活を継続するが、状況によっては、火山灰が降ることに伴う社会活動の低

下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等は、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。

(2) 降灰によって生じる主な影響一覧

○ 降灰については、広範囲に影響が生じる。降灰量による主な影響を表6及び表7に示す。

(表6)

人流・物流への影響		交通		種別 火山灰の堆積厚
人の移動	物資	道路	鉄道	
わずかな降灰での鉄道停止や道路渋滞で、出勤や移動が困難に	買い占めに走る人が現れ、食料や飲料水などが品薄に	鉄道停止の余波で道路交通量が激増		微塵
路面の火山灰0.3cmで道路が渋滞し、車での移動に時間がかかる	道路の輸送力低下で物流が滞り、各店舗の商品が在庫切れに	0.3cmの路面への降灰でスリップする車続出 速度低下や渋滞が発生		0.3cm
山体に近いエリアでは、ヘルメット等着用 降雨時は、滑りやすくなるので注意	物流の停滞により、生活物資の入手が困難となる	降灰が進むと緊急車両も通行出来なくなる可能性	微塵でも降灰が始まると早い段階で運行に影響が生じる	3cm
電車も車も使えず、3〜10cmで移動手段が徒歩に限られる	3〜10cmでトラックなどの2WDが走行困難、配送が困難になる	2WD車の走行困難に	大部分で運行停止	10cm
		10〜30cmで4WD車が走行困難に		30cm
				45cm
鉄道が動かなくなると、駅に滞留者があふれる。さらに、通行止めや渋滞など道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩だけになってしまう。火山灰で足下が悪く事故に遭う可能性も。	微量の降灰でも、人口の多い地域では買い占めにより、食料や水などの売り切れが発生。また道路や鉄道など交通に支障が生じると、物資が届かず、入手が困難となる可能性	火山灰による視界不良や、道路上に積もった灰でタイヤがスリップするなど、安全な通行が困難に。また、鉄道・航空交通の停止に伴う交通量増などにより速度低下や渋滞が発生する。	地上路線は微量の降灰で信号や踏切の動作不良、電車位置が確認できないなど安全面の不具合が起こって運行見合わせに。地下鉄も需要増加による車両・作業員不足で輸送力が低下する。	参考 火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。雨の影響を受ける場合、マークの矢印も追記。
大規模降灰時の主な移動手段	物流麻痺で生活物資が不足	渋滞や事故が多発すると、交通機能が麻痺	信号や踏切の動作不良などで運行停止に	

出典：富士山火山避難基本計画（資料編）

(表7)

建物		ライフライン				種別
木造住宅	体育館など (長スパンの建物)	下水道	上水道	通信	電力	火山灰の堆積厚
						微塵
30〜40cm以上で木造家屋倒壊のリスクが発生する。	10cm前後で地域の積雪荷重を超える堆積厚があると倒壊の危険あり。避難所や滞在施設で使用不可。	堆積厚に関わらず影響が発生。 下水処理の沈殿池の火山灰堆積やろ過材の目詰まりなどで、下水道の使用が制限される可能性がある。	堆積厚に関わらず影響が発生。 川などの原水に火山灰が混じり水質が悪化し水不足に。停電で断水する可能性も。	噴火直後、大量のアクセスにより電話がつながりにくくなる。 0.3cm程度以上の灰に降ると、携帯電話のアンテナに火山灰が付着して、通信障害が起こる。 10cm以上積ると、ドローンでも雨でも携帯基地局の空調設備に不具合が生じ、基地機能が低下。	堆積厚6cm程度から火力発電所の発電量が低下。 10cm以上の降灰に雨が降ると倒木で電線が切断され停電に。 0.3cm以上の降灰に雨が降ると、電線の絶縁低下で停電する場合も。	0.3cm
木造建物の場合、30cm以上の火山灰が堆積し、さらに雨が降って重たくなると倒壊する可能性。ドライの場合は45cmの堆積厚で壊れることも。	体育館など建物を支える支柱と支柱の間が長く、勾配の緩やかな屋根を持つ大型建物の場合は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると壊れる可能性大。	火山灰を洗い流したり、雨が降ったりすると、下水道の中で火山灰が詰まって、雨水があふれる。さらに停電でポンプや設備が燃料切れになると下水道使用が制限される。	浄水場や河川に降灰すると、水質が悪化し、水道水が飲用に適さなくなる。停電エリアでは浄水場が機能停止し、断水が発生する。	降雨でアンテナに火山灰が付着すれば通信障害が起きる。また、長引く停電で携帯基地の非常用バッテリーが切れれば、基地局の機能が停止する。	火山灰によって鉄柱や電柱、電線などに異常が起きると停電が発生する。また、道路の通行不能により復旧現場へ行けず、復旧までに時間がかかる。	3cm
木造建物は30cm以上の降灰で注意	体育館などは降灰の重みに弱い	火山灰を流すと下水道が詰まる	飲み水の断水が続けば命の危険	通話・通信にスマホの使用が困難	道路通行不能で停電が長引く可能性	10cm
						30cm
						45cm
<p>参考</p> <p>火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。雨の影響を受ける場合はマークの矢印も追記。</p>						

※1: 電気を絶縁し、電線を支えるための器具。 ※2: 下水処理場内に設けられた、汚水内のゴミや砂を取り除くための設備。

出典：富士山火山避難基本計画（資料編）

(3) 降灰の特徴

- 降灰については、徐々に降り積もり、触れても危険性は低い、風による再移動や雨により固まるなどの特徴を持っている（図5）。

(図5)

<p>徐々に積もる (雪害と類似)</p> <p>徐々に積もるため、短時間で被害が発生するわけではなく、時間経過により徐々に堆積し被害が発生する。</p>	<p>触れても危険性は低い (雪害と類似)</p> <p>触れても命に危険があるわけではない。ただし、火山灰が目・鼻・喉・気管・肺などを刺激し、健康被害が起きる場合あり。</p>	<p>除去しない限り無くならない (地震災害・土砂災害等と類似)</p> <p>時間が経過しても溶けたり無くなったりしないため、除去作業を行う必要がある。</p>	<p>雨により固まる (土砂災害等と類似)</p> <p>火山灰は湿ると堆積した場所にこびりついて、乾燥後に固まったりする。細粒の火山灰は流れずこびりつきやすい。</p>
<p>再移動する (雪害と類似)</p> <p>乾燥状態の場合、風や人の活動により地面に積もった火山灰が、再度巻き上げられて、視界を遮る原因となる。</p>	<p>風下へ運ばれる (他災害と相違)</p> <p>風の影響を強く受け、被害は噴火口から風下で発生。</p>	<p>砂塵に比べて融点が低い (他災害と相違)</p> <p>航空機のエンジンに火山灰が入ると、溶融した後冷えてタービンブレード等に付着してしまうため、飛行中のエンジン停止など異常の原因となる。</p>	<p>導電性がある (他災害と相違)</p> <p>火山灰は湿ると火山ガス成分や塩基類によって導電性を持つことがあり、閃絡等による停電などが起きることがある。</p>

【出典】広域降灰WG報告 参考資料1「火山灰の特徴について」をもとに作成

出典：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

(4) 降灰予測の不確実性等

- 噴火前の段階で、噴火の規模、様式、タイミング及び継続時間等の推移を具体的に予測することは、現在の火山噴火の予測技術では困難であり、また、風向・風速等により降灰の影響域は大きく変化する。
- 国は現在の降灰の予測技術においては、噴火発生後30～40分で一定の判断基準をもとに「広域降灰を生じ得る噴火であること」の情報（トリガーとなる情報）提供が可能であるとしていることから、県及び市町村では、こうした情報を基に住民の取るべき行動について適切に周知する。
- なお、国ガイドラインでは、迅速な対応をとるためには予測は重要であるとしながらも、（降灰の特徴も踏まえると）不確実性のある予測値のみをもって住民の行動や社会活動を著しく制限することは現実的ではなく、降灰時における各種対策に当たっては、降灰量の実測値と予測値との組み合わせをもって判断材料とすることが現実的であるとしている。

II 広域避難の要領

1 広域避難を実施する県の組織と連絡調整の体制

- 富士山噴火による広域避難が必要になる局面では、県は災害対策本部を設置し、県災害対策本部の統制部市町村応援班が、市町村からの要請に基づき、広域応援や被災者支援の調整を一義的に担う。
- 市町村応援班の連絡窓口については、県は、本部設置後、速やかに市町村や輸送事業者、防災関係機関に周知する。
- 避難先の調整や協議手続き、災害救助法の適用を含む避難者支援、広域避難に必要な移動手段の確保などについて、県は、「市町村応援班」（別添2参照）において、救助実施市や輸送関係事業者、国機関などと連携して一元的に調整を行う。
- 特に、火山災害にあたっては、火山活動の観測を担う気象庁、交通規制に当たる県警察、道路啓開に当たる道路管理者等との連携を強化し対応する。
- 災害発生時は、市町村や消防に配備した専用の携帯型端末（防災行政通信網）を通じて、映像を含めた情報共有、連絡調整を行う。
- さらに、県は、市町村連絡員を被災市町村に派遣し、市町村と県本部との連絡調整に当たることとしている。

2 広域避難の判断

(1) 広域避難判断のタイミングと周知

(共通事項)

- 市町村は気象庁が発表する噴火警報や降灰予報などから、噴火警戒レベルや噴火の状況（火口位置含む）、様相、降灰の見通しを確認し、避難の必要性を判断する。広域避難は、協議や移動等に時間を要し、十分なリードタ

イムが必要であることを踏まえ、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）などよりも前の段階から検討に着手する必要がある。なお、噴火警戒レベルは必ずしも段階的に発表されるとは限らず、初報でレベル5（避難）が発表されることもあり得ることに留意する。

- また、市町村は、市町村域内の避難所への避難や屋内退避、安全な親戚宅や堅牢な建物への避難等と併せ、広域避難の周知方法等についても予め検討しておくことが望まれる。周知に当たっては、次の事項について留意する。
 - ・ 通常の避難と違い、避難先が別の市町村の避難所等であること。
 - ・ 移動が自家用車や公共交通機関等であること。
 - ・ 他の自然災害とは異なり、広域避難のタイミングは、自市町村内での避難と比較して、より早い段階であること。
- 広域避難の周知にあたっては、住民がとるべき行動が伝わるよう、通常の避難とは区別した呼びかけ方法（名称等含め）を予め検討しておくことが望ましい。

（溶岩流に関すること）

- 本県に溶岩流の影響が及ぶのは、噴火口の位置等によるため、気象庁などの情報から、噴火の状況や様相を確認し、避難の必要性を判断する必要がある。
- 溶岩流の流下範囲外であっても、道路が寸断され孤立する可能性がある地域は、溶岩流の影響を受ける前に避難させること。

（降灰に関すること）

- 降灰量の実測値に加え、適宜降灰の見込みも加味して避難の必要性を判断する必要があること。特に、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず生命に危険が及ぶ人等については、降灰量がより少ない段階から、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。
- 原則として、備蓄を活用して自宅等で生活するが、降灰の状況を踏まえ、自宅等の倒壊のおそれがある場合のほか、物資不足、停電・断水などのライフライン障害が長期化した場合は、ライフラインが復旧している地域や影響が少ない地域へ避難することが必要となる場合がある。
- 降灰後土石流等の複合災害にも留意する必要がある。

（2）広域避難を呼びかける対象

（溶岩流に関すること）

- 溶岩流の影響範囲に所在する住民等は原則、安全な場所への立ち退き避難の対象となる。ハザードマップ情報を基本に、万一、ハザードエリアを超える影響が見込まれる場合は、避難対象地域の拡大を速やかかつ臨機に判断決定し、周知する。

（降灰に関すること）

- 降灰量 30 cm以上の範囲に所在する住民等は原則、安全な場所への立ち退

き避難の対象となる。降灰量が 30 cm未満の範囲に所在する住民は可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続するが、通院による人工透析や介護サービスが必要な人等については、状況に応じ避難を呼びかける。

(その他)

- 富士山が噴火した場合、または噴火の可能性が高まった場合、県では富士山の活動に関する情報等の収集や応急対策に係る連絡調整等を行い、国や近隣自治体、関係機関等の連携のもと、噴火警戒レベルに応じた防災体制を構築する。
- 噴火及び降灰に関わる気象庁や国土交通省からの情報に留意するとともに、県は、機を逸することなく、適時適切な助言等を行うものとする。
- また、市町村は、市町村域内の避難所への避難、市町村域外への広域避難の対象の区分け等の考え方について、予め検討しておくことが望ましい。

(例)

市町村域内:噴火の影響が限定的で、市町村域内の避難所や堅牢な建物等へ住民が避難する場所を確保することができる場合。

市町村域外:噴火の影響が大規模で、市町村域内では安全な避難先の確保が困難な場合。

- 人工透析患者については、「神奈川県災害時保健医療救護計画」に基づき、県が「災害時透析患者支援マニュアル」に沿って、透析施設の被害状況等の情報提供など、人工透析患者への支援を行う。また、速やかに透析可能な後方医療施設への搬送調整を行う。
- 県は、その他医療的ケアや介護サービス等が必要な者の健康を確保するための体制を整備し、市町村の取組を支援する。

3 広域避難の検討

(1) 広域避難先の確保

- 事前の広域避難先の検討【平時】
 - ・ 広域避難の規模によっては、避難者が膨大になることも想定されるため、安全が確保できる親戚・知人宅への自主的な避難を早めに呼びかけることが通常の避難以上に重要になることに留意する。
 - ・ 市町村は、あらかじめ隣接市町村または県内外の自治体と、広域避難に係る協定などを含め、避難者の受入について調整、協議を行っておくことが望ましい。
- 発災後、又はまさに発災しようとする時【噴火発生時】
(溶岩流に関すること)
 - ・ 県内に溶岩流が流下する可能性が生じた場合、避難に係る時間的猶予が短い第5次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの市町の順番で避難する。
 - ・ その際、第5次避難対象エリアの市町の避難者は、神奈川県東部地

域への広域避難を行う。

- ・ 第6次避難対象エリアの市町の避難者は、噴火の状況に応じて市町が県内の他の市町村への避難を調整するが、県内の避難所で避難者の収容が困難な場合は、県外への広域避難を検討する。
- ・ これら広域避難の避難先の調整は、県が避難先となる受入市町村と調整の上、決定する。

(降灰に関すること)

- ・ 降灰量 30 cm以上の範囲に所在する住民等は、原則、降灰域外の安全な場所への立ち退き避難の対象とする。
- ・ 降灰量 30cm未滿の範囲に所在する住民等は、物資不足や停電、断水などのライフライン障害が発生し、障害が長期化することで、自宅に留まることが困難となった場合には、状況に応じ、立ち退き避難の対象とする。
- ・ 避難先としては、まず、市町村が降灰域内のライフラインが復旧している地域や影響が少ない地域への避難所等を検討するが、受入先の確保が困難な場合は、噴火の状況に応じて隣接市町村や県内の他の市町村への避難を調整することとし、さらに県内での収容が困難な場合は、県外への広域避難を検討する。
- ・ 県及び市町村は、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等については、医療機関を受診可能な地域を考慮して避難の調整を行う。

(その他)

- ・ 避難実施市町村は、県外の自治体に避難が必要と判断する場合は、県に避難先となる都道府県との協議を要請する。
※詳細は「4 県による総合調整」を参照すること。
- ・ 受入市町村は、避難者を受け入れる避難所を決定し、避難実施市町村等に伝達する。また、必要に応じて、避難実施市町村と連携して、一時集結地の設置を検討する。
※一時集結地：被災者が噴火時の危険を回避するため、受入避難所が確定するまで、一時的に滞在する場所。

(2) 避難手段

○ 主な避難手段

想定される避難手段は、次のとおり。

- ・ 自家用車（要配慮者が避難するため等やむを得ない事情がある場合）
- ・ 公共交通機関（運行している場合）
- ・ 徒歩
- ・ その他（行政が手配する車両等）

○ 避難手段の考え方

- ・ 避難実施市町村から避難先への避難手段については、「富士山火山避

難基本計画」の内容を踏まえる。

- ・ 避難先への移動は、公共交通機関を基本に、自家用車の利用も含め、避難者が自ら移動することを基本とする。自家用車による避難は、避難先と予め、その可否や駐車場所などについて調整を行う。
- ・ 自ら移動が困難な避難行動要支援者の避難先、移動方法については、安全が確保できることを前提に、移動に負担の少ない近隣への避難、車両による避難など、個別避難計画と併せて予め検討しておくことが望ましい。
- ・ 自家用車での避難については、深刻な渋滞が懸念されるため、可能な限り控えること。やむを得ず自家用車で避難する場合は、事故や緊急交通路等による通行止め、避難場所駐車スペース満車に伴う渋滞の発生、火山灰の影響による視界不良での速度低下、スタック車両の発生など、不確定要素を十分に考慮すること。
- ・ また、避難が集中することによる、渋滞を抑制する必要があるため、各地域の特性に応じて可能な限り近隣への避難先の確保や、同一エリア内で、避難開始に時間差を設けることなどをあらかじめ検討し、住民に周知する。
- ・ さらに、渋滞を可能な限り回避するため、県や県警察、道路管理者と連携し、適切な避難ルートを選定と周知、渋滞情報等のきめ細かな情報発信に努める。
- ・ 公共交通機関の停止や避難行動要支援者の移動等にかかる移動手段の確保が必要になるケースも想定される。移動手段の確保については、市町村は予め、輸送関係事業者との協定等に努める他、県に調整・確保を依頼する。県が、協定を締結している事業者、県が法に基づく要請が可能な事業者（指定（地方）公共機関）は、別添3のとおり。なお、広域避難の規模が大きい程、調達に時間を要することに留意する。

（3）避難所での受入

- 受入市町村は指定した避難所で避難者を受け入れる。受け入れに係る費用は、避難実施市町村（災害救助法が適用された場合は県）が負担することに留意する。
- 受入市町村及び避難実施市町村は、避難所の運営に係る物資や人員等について応援が必要な場合は、県に要請する。

（4）避難に係る調整要領

- 避難実施市町村が広域避難先を調整する場合は、別添4を参考に実施する。
- 県が広域避難場所を調整する場合は、別添5のとおり実施する。

（5）二次避難

- 避難実施市町村は、長期避難が見込まれる場合、一次避難で安全が確保できたのち、応急仮設住宅等への二次避難を調整する。

4 県による総合調整

(1) 避難先

- 事前の広域避難先の確保【平時】
 - ・ 県は、市町村から一時集結地の設置に関して相談があった場合は、県有施設の利用等について、調整を行う。
 - ・ また、市町村から事前の避難先の確保の相談があった場合は、関係市町村との調整等、支援に努める。
- 発災後、又はまさに発災しようとする時【噴火発生時】
 - ・ 県は、県内の他の市町村への避難について、避難実施市町村から求めがあった場合は、調整を行う。
 - ・ 広域避難の避難先の調整は、県が避難先となる受入市町村と調整の上、決定する。
 - ・ 県は、複数の市町村が広域避難を実施する場合などに、避難先や避難ルート、移動手段の確保等に関して市町村間での調整が必要と判断した場合、調整を行う。
 - ・ 県は、市町村が実施する広域避難が円滑に行えるよう、噴火口の位置、溶岩流の流下状況や見込み及び降灰に関する情報収集に努め、気象台等の国機関、県警察、輸送事業者等と連携し、必要な助言や総合調整に努める。
- 他都道府県との調整
 - ・ 県は、避難実施市町村から県外への広域避難の求めがあった場合、他の都道府県と広域避難に係る調整を行う。
 - ・ 山梨県及び静岡県との広域避難に係る調整については、富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）に基づき、三県が相互に協力し、避難者の受入を行う。

(2) 避難ルート

- 県は、県警察や道路管理者と調整のうえ、道路の状況（緊急交通路の指定等）を考慮し、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関（輸送事業者等）などに対して情報提供や助言を行う。

(3) 避難者支援

- 県は、県有施設を避難所として使用することについて、市町村から要請があった場合は、協力を努める。
- 県は、避難所の運営等に必要な物資や人員等の応援の要請があった場合は、国や全国知事会、協定事業者などを通じて、支援に努める。
- 県は、災害救助法を適用した場合は、速やかに対象市町村に伝達する。以後は、費用負担を含め、災害救助法の枠組みで避難所運営等を行う。
〔受入市町村－事務委任により避難所運営、繰替支弁、県への求償〕
〔県－費用負担〕
- 県は、避難者の一時集結地等への移動手段確保のため、必要がある場

合、又は市町村から要請がある場合、指定公共機関や指定地方公共機関（輸送事業者等）に対し、避難者の輸送を要請する。

5 今後の検討事項

（共通事項）

○ 避難対策のさらなる検討

広域避難の実施には、前項までに整理した事項の他、避難者の把握や連絡調整など、様々な課題がある。今後も、国及び富士山火山防災対策協議会による検討状況のほか、溶岩流、降灰除灰・処分ワーキンググループ等の検討を踏まえ、本指針の充実に努める。

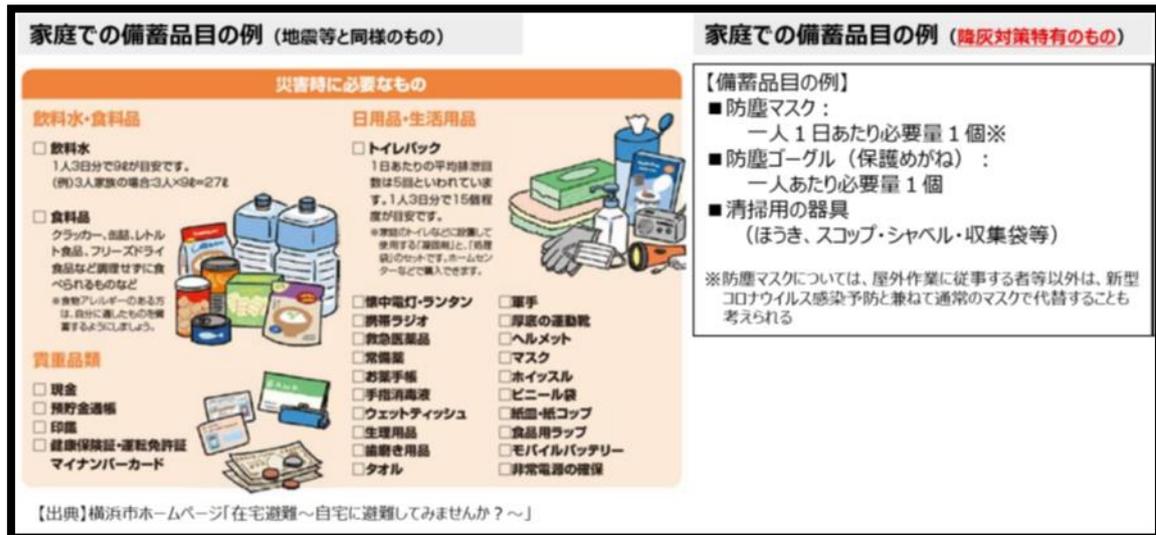
市町村は、本指針も参考に、それぞれの実情に応じて、広域避難も含めた避難計画の策定を検討することが望ましい。

県は、市町村の避難対策の検討に対して、ワーキンググループ、広域避難研究会等を通じて、広域的な観点からの調整や助言、市町村と連携し、次項を含めた、本指針のバージョンアップに努めるほか、避難先の調整を含めた広域避難計画策定の支援をする。

（降灰に関すること）

○ 自宅等で生活を継続するための備蓄啓発

- ・ 国ガイドラインでは、降灰量 30 cm未満については、自宅等で生活を継続することとしており、住民は、平時から降灰時に備えて、まずは自助による家庭等での備蓄が重要である。
- ・ 備蓄品については、基本的には地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、防塵マスクや防塵ゴーグル等、降灰対策用品も確保することが望ましい。
- ・ 地震災害では、1週間分の備蓄を推奨しているが、降灰対策としては、噴火の長期化等の可能性もある。（富士山の宝永噴火では2週間噴火が継続した。）
- ・ その他降灰特有の内容として、降灰時に屋外で活動する場合には、火山灰の除去や清掃に際して、清掃用の器具（ほうき、スコップ・シャベルなど）も準備しておく必要がある。
- ・ 食料品の備蓄にあたっては、賞味期限を考えて、古い食品から消費し、新しい食品を買い足すことで常に一定量の食品を繰り返し備蓄しておくローリングストックの活用も効果的である。
- ・ 特に、要配慮者のいる世帯や要配慮者が利用する施設においては、降灰時の移動の困難性や暑さ・寒さ対策等への配慮の観点から、物資・燃料等を多めに備蓄しておくことが重要である。



出典：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

○ 降灰時における道路啓開

降雨時3 cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となるため、これらの地域における輸送・移動手段を迅速に確保する必要がある。

広域降灰時において、降灰範囲内の道路を同時に啓開することは、相当な時間が必要と想定されることから、道路啓開の優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに応急対応に必要な経路を確保する必要がある。

○ 火山灰の処理

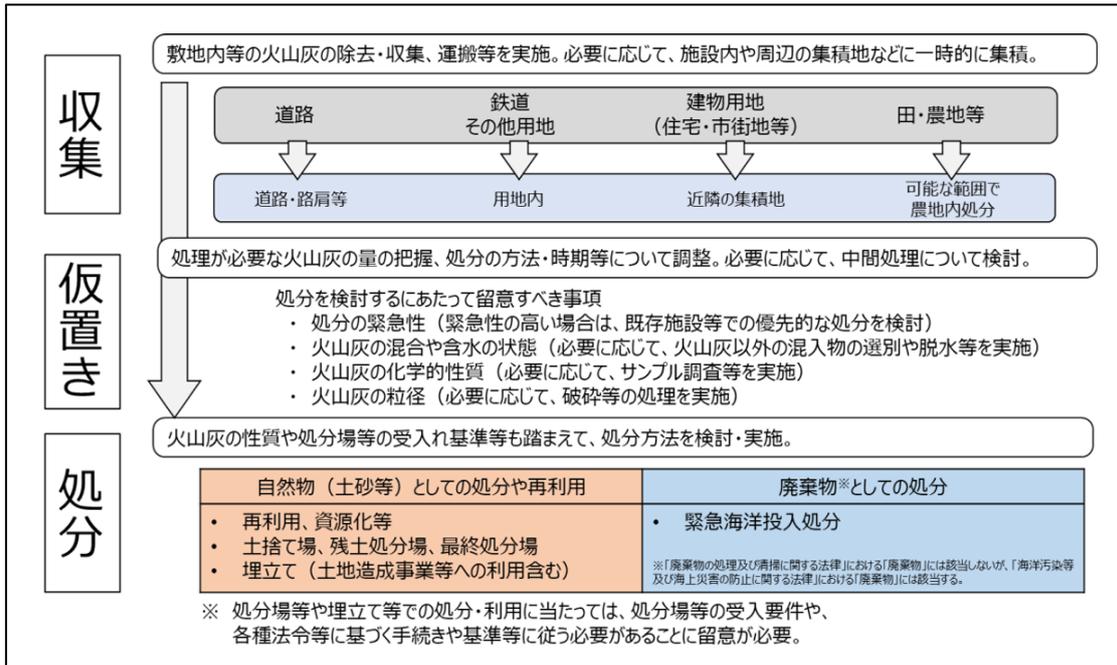
降灰時には、火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）等が処分を行う。火山灰の処理には期間を要することから、まずは、生活を継続するために必要な場所から優先的に除灰をする必要がある。

火山灰の処理（降灰後の仮置き及び処分）の流れは図7のとおりである。

火山灰の処理に当たっては施設管理者等、国、県と市町村の関係部局（防災部局、道路部局、環境部局など）が連携して、火山灰の除去、収集、処分等が行えるよう、予め役割分担などを検討しておくことが必要である。

大量の降灰となった場合は、施設管理者や市町村においては、国、県と連携しつつ、事前に仮置きや最終的な処分の候補地の選定や必要な手続、課題等の整理のほか、関係機関との調整を行うことが望ましい。仮置場候補地の選定に当たっては、他災害を想定した災害廃棄物の仮置場等の選定の考え方なども踏まえ、検討を進めることが必要である。

(図 7)



出典：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

改定履歴

令和5年3月 策定

令和6年4月 改定

令和8年3月 改定